

TOP COMMITMENT

近年、環境を取り巻く世界の状況が更に厳しさを増す中、気候変動や生物多様性の損失等、地球規模の環境問題に対する国際社会の取組が加速しています。2024年11月に行われたCOP29では、炭素市場の運用方法が最終的に決定され、国際的な炭素クレジット取引の仕組みが本格稼働することになりました。このような脱炭素に向けた取組の他、昆明・モントリオール生物多様性枠組による生物多様性保全活動も活発化しています。

このように各国が環境問題に対応する中、日本においても、2050年カーボンニュートラルが宣言され、2030年度までに温室効果ガス（CO₂）の46%を削減することが目標に掲げられました。更に、2024年12月に循環経済への移行加速化パッケージが公表され、2025年2月には第7次エネルギー基本計画の閣議決定や、30 by 30^{※1}に基づく自然共生サイト^{※2}の認定が進むなど、多様な施策が展開されています。

URでは、第五期中期計画^{※3}において、地球温暖化対策の推進、建設副産物のリサイクル、環境物品の調達を積極的に進めると同時に、都市の自然環境保全・創出や質の高い都市景観の形成を通じ、環境負荷の低い安全で快適なまちづくりを推進していくことを定めました。加えて、先に述べた国内外の動向を踏まえ、2006年に策定された環境配慮方針を改め、2025年4月に環境基本方針を策定したところです。

これまで大切にしてきた考え方を継承しつつ、時代に即した新たな方針としたところであり、当方針に基づき、脱炭素、気候変動への適応、自然共生社会や循環型社会の実現に貢献する事業執行、環境負荷の低減に向けた取組等を推進してまいります。

具体的な数値目標としては、2024年3月に策定した地球温暖化対策実行計画である「UR-eco Plan 2024^{※4}」の中で、2030年度までに温室効果ガスを70%削減（2013年度比）^{※5}すること等を掲げており、このような環境に配慮した事業執行を行うことで、脱炭素社会の実現に貢献してまいります。

また、世界の平均気温は上昇し続けており、気候変動

の進行に伴う災害の頻発化・激甚化が懸念されている中、URは、被災自治体の復旧・復興支援に加え、流域治水や防災セミナー等の事前防災対策にも取り組んでおり、これらの活動は気候変動に適応した持続可能なまちづくりの重要な一翼を担っています。

本報告書は、URにおける第五期中期計画や環境基本方針に基づく環境マネジメントについて解説するとともに、CO₂排出削減実績や環境活動等について、新たに策定した環境基本方針に合わせてリニューアルした構成でご報告するものとなっております。

URは、今後も多様なステークホルダーの皆さまと連携、協働しつつ、これまで以上に環境に配慮したまちづくり・住まいづくりを推進してまいります。

※1 30 by 30：2030年までに陸と海の30%以上を保全し、生物多様性の損失を止め、回復させる国際的な環境目標

※2 自然共生サイト：民間の取組によって生物多様性の保全が図られている区域を環境省が認定する制度

※3 第五期中期計画：独立行政法人通則法第30条第1項の規定に基づき国土交通大臣から指示を受けた中期目標を達成するために機構が作成し、国土交通大臣の認可を受けた計画

※4 UR-eco Plan 2024：地球温暖化対策等の各事業分野での具体的な行動内容を示す5か年計画の名称

※5 対象範囲：主体領域（UR賃貸住宅の共用部及びオフィス）



独立行政法人都市再生機構
理事長 石田 優